

東日本大震災復興特別区域法のガイドライン作成等について

東日本大震災から3年が経過する中、昨年度末には本県沿岸部でもがれき処理が終了するなど、震災からの復興は着実に進んでいる。しかし現在、沿岸部においては、復興事業を進めるに当たり、事業用地の取得が問題となっている。

事業用地取得問題については、既に政府において大胆な土地収用法等の運用改善を行っているうえに、今次、被災地事業用地取得に関する新たな議員立法が提出され、より一層の復興事業の加速化が図られる見通しとなった。

上記のように、被災地における土地収用手続は、法律上大幅な加速化措置がなされているが、それに比して、土地収用の実務を担う各県土地収用委員会については、国から迅速化についての働きかけが行われているが、そうであってもまだ、同委員会の運用は、被災地復興加速化のために、十分な措置を講じているとは言い難い。

そこで、下記の通り要望する。

- ① 土地収用委員会の独立性については、その意義は十分認識しているものの、同委員会が復興加速化において重要な役割を担っていることに鑑み、国が収用手続運用の迅速化に向け、今後、同委員会に対しあらゆる働きかけを強力に行っていくこと。
- ② 土地収用業務に関するガイドラインを作成する際には、可能な限りあてはめにおいて裁量が生じないよう詳細なものを作成すると同時に、以下の点について配慮若しくは具体的な記載をしたものとされたい。

- ・ 先の議員立法における衆議院復興特別委員会付帯決議を尊重した内容とすること。
 - ・ 土地収用手続（裁決申請前の事実上の摺合せ段階も含む）を進める際の大方針として、あくまで法定の要件に関わらない事柄に立ち入ることで迅速な裁決を妨げるべきではないことを、改めて明記すること。
 - ・ 都市計画区域外の小規模団地住宅施設整備事業に係る都市計画法第11条第1項柱書後段の規定の運用に当たって、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業と定める都市計画区域外の小規模団地住宅施設整備事業が、同項の「特に必要があるとき」に該当するか否か、もしくは該当する場合はどのような場合かを明示すること。
 - ・ 土地収用法第60条の2に定める指名委員制度がいまだ十分に活用されていないから、その活用により審理の迅速化等が図られるよう、具体的な手続、活用にあたっての留意事項等を示すこと。
- ③ 被災地の事業用地取得困難地については、岩手県において独自にその数について集計を行っているが、これには、今後の対応を検討する際の重要な基礎情報となるので、国においても、取得困難地の種類・数について正確なデータの収集を図ること。